

三田市電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、三田市契約事務規則（平成17年三田市規則第7号）その他別に定めるもののほか、三田市（以下「市」という。）が兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して実施する入札（本市の使用に係る電子計算機と入札参加資格者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する入札をいう。以下「電子入札」という。）の運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(電子入札の対象)

第2条 電子入札の対象とする建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、建設工事及び建設工事に係る設計、測量及び調査等の委託業務等のうちで市長が指定したものである。

(対象工事等の公表)

第3条 対象工事等の公表は、公告等により行うものとする。

(電子入札の参加者)

第4条 電子入札の参加者は、市の入札参加資格を有している者とする。

2 電子入札に参加しようとする者は、市の電子入札システムに利用者登録をしなければならない。

3 利用者登録の内容は、企業情報、代表窓口情報及びICカード利用部署情報とする。

4 電子入札システムへ利用者登録をした者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合には直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(電子入札に使用するICカード)

第5条 契約担当課が電子入札に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認定認証事業者」という。）が発行するものとする。

2 入札参加者が電子入札に使用するICカードは、次に該当するものでなければならない。

(1) 認定認証事業者が発行するもの

(2) 市の入札参加資格者名簿に登載された代表者又は受任者（以下「代表者等」と

いう。)の名義で取得し、そのICカード情報を市の電子入札システムに登録した
もの

(3) 入札参加者が経常建設工事共同企業体の場合は、代表構成員が単体企業で電子
入札に使用するものとは別のもので、代表構成員の代表者等の名義で取得し、そ
のICカード情報を市の電子入札システムに登録したもの

(4) 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員が単体企業として
代表構成員の代表者等の名義で取得し、そのICカード情報を市の電子入札シス
テムに登録したもの

3 前項各号の要件を満たさない場合の入札は無効とする。

(電子入札への参加)

第6条 電子入札に参加するときは、原則、電子参加をしなければならない。ただし、
次に掲げる場合には、入札書提出締切日時までに「書面(紙入札)参加承認願」(様
式1)により市の承認を得たうえで当該入札について書面参加をすることができる
ものとする。

(1) 指名競争入札において、電子入札システムへの利用者登録が未済でありながら
指名を受け、ICカードを取得していないために、電子入札システムの利用者登
録を直ちに行えないとき。

(2) 商号若しくは名称又は代表者の変更等により、ICカードに格納されている情
報が事実を一致しなくなったとき。ただし、それらの事情が生じた後、遅滞なく
ICカードの再取得の手続きを行っている場合に限る。

(3) 天災、広域的停電、プロバイダ又は電気通信事業者に起因する事故等により使
用に係る電子計算機に障害が生じたとき。

(4) その他やむを得ない理由により電子参加ができなくなったとき。

2 書面参加を承認した場合、契約担当課は、入札書受付締切予定日時までに紙入札
業者登録を行わなければならない。

3 当初から書面参加をし、又は途中から書面参加をした者については当該電子入札
において電子参加に変更又は復帰することを認めない。

(電子入札システムの障害等について)

第7条 市の使用に係る電子計算機又は電子入札システムに生じた障害、天災等のた
めに電子入札システムを使用できない場合、市長は入札等の延期又は書面による入
札へ変更する等適切な処置をとるものとする。この場合においては、電話、ファク

シミリその他の電子入札システムを使用しない方法により入札参加者へ必要な事項を連絡するものとする。

(コンピューターウイルス対策)

第8条 電子入札参加者は、コンピューターウイルスに感染しないようにコンピューターウイルス対策用のソフトを導入するなどの対策を講じるものとする。ウイルス対策ソフトについては種類を問わないが、常に最新の対策を講じることができるものを利用し、申請書、入札書等を作成又は提出をするときは、必ずウイルス感染チェックを行うものとする。

なお、提出された申請書、入札書等がウイルスに感染していることが判明した場合は、契約担当課長は直ちに処理作業を中止し、当該電子入札者と書類の提出方法を協議するものとする。

(案件等の登録について)

第9条 電子入札案件の選定及びその内容の決定をしたときは、当該案件について、入札等の方式、建設工事等の概要及び詳細、処理日時、その他必要な事項を電子入札システムに登録するものとする。

なお、処理日時については、次に掲げるもののほか、書面入札の場合におけるそれに準じて設定するものとする。

- (1) 入札書の受付期間は、原則として、連続する2日間とする。
- (2) 入札書受付開始予定日時は、定めた入札日の午前9時とする。
- (3) 入札書受付締切予定日時は、前号の入札日の翌開庁日の適宜の時刻とする。
- (4) 開札予定日時は、前号の入札書受付締切予定日の翌開庁日の適宜の時刻とする。
- (5) 工事費積算内訳書開封予定日時は、入札書受付締切予定日時の後から開札予定日時以前の間の適宜の日時とする。ただし、必要があるときは予定日時が到来する前にその内容を確認することはできるものとする。この場合、内容を確認した職員は、これを部外者又は当該入札等に関係のない職員に漏洩してはならない。

(登録案件の変更等)

第10条 入札執行上の都合により、前条により登録した案件の内容等を変更するときは、速やかに登録を修正するものとする。また、その場合は、入札参加者に対して電子入札システム若しくは電話、ファクシミリ等により通知するものとする。ただし、電子入札システム上、登録内容等を変更できない場合は、市長は、当該建設工事等の入札等を書面によって行うよう変更し、登録を取り消す等適切な処置を講

じるものとする。

(注意事項)

第11条 次の各号に定める事項を、電子入札に際しての注意事項とする。

- (1) 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力するとともに、必要なファイルを添付して送信すること。
- (2) 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕を持って送信作業を行うとともに、入札書の送信後に必ず入札書受信確認通知書を印刷して保管すること。
- (3) 開札手続を進めるに当たって、即時に対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続きが完了するまでの間、入札者が電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続きの進行状況を確認すること。
- (4) 入札に使用することを予定している入札参加者資格者名簿に登録された代表者もしくは受任者が取得したICカード等が失効、破損した場合を想定し、できれば予備の同一名義人のICカードを準備しておくこと。

(公告及び競争参加資格確認申請書等の提出)

第12条 制限付一般競争入札又は地域公募型一般競争入札である電子入札対象案件の公告には、三田市制限付一般競争入札実施要綱及び三田市地域公募型一般競争入札実施要綱等に定める事項のほか、電子入札対象案件である旨その他の必要な事項を記載するものとする。

- 2 制限付一般競争入札又は地域公募型一般競争入札である電子入札対象案件に参加しようとする者は、必要事項を入力した競争参加資格確認申請書（入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査方式」という。）の場合は入札参加申込書）を電子システムを利用して契約担当課に提出するものとする。
- 3 前項の者は、競争参加資格確認申請書又は入札参加申込書の添付書類（次項に掲げるものを除く。）を以下のアプリケーションソフトによる電子ファイルとして作成し、電子入札システムの機能を利用して、競争参加資格確認申請書又は入札参加申込書の添付ファイルとして提出するものとする。ただし、ファイルの容量が1MBを超える場合は、書面を持参により提出するものとする。

番号	使用アプリケーションソフト
1	Microsoft Word

2	Microsoft Excel
3	PDF ファイル

4 競争参加資格確認申請書の添付書類または事後審査方式で落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）が提出する入札参加資格の審査に必要な書類（以下「添付書類等」という。）のうち、次に掲げるものは、書面により郵送又は持参（以下この項、次項及び第6項において「郵送等」という。）にて提出するものとする。

- (1) 建設業の許可書の写し
- (2) 経営規模等評価結果通知書の写し
- (3) 施行実績調書の添付書類
- (4) 配置予定技術者の資格調書及び経験調書（配置予定技術者の資格調書）の添付書類
- (5) 特定建設工事共同企業体協定書
- (6) 特定建設工事共同企業体の各構成員からの代表構成員に対する委任状及び使用印鑑届
- (7) 前各号以外のもので、市長が郵送等によることが必要であると認めたもの

5 添付書類等のうち、前項各号に掲げる書類がある場合には、入札参加者又は第一順位の落札候補者はすべての添付書類等を一括して郵送等により提出するものとする。

6 制限付一般競争入札又は地域公募型一般競争入札において、郵送等により競争参加資格確認申請書又は第一順位の落札候補者の添付書類を受理したときは、速やかにその内容を確認し、補正等の必要のない者に対して競争参加資格確認申請書受付票又は落札者決定通知書の発行をするものとする。

（受付票の発行）

第13条 制限付一般競争入札又は地域公募型一般競争入札において競争参加資格確認申請書及び必要な添付書類のすべてを提出した入札参加者に対して、競争参加資格確認申請書受付票を電子入札システムにより発行するものとする。ただし、事後審査方式の場合は、入札参加申込書を提出した入札参加者に対して入札参加申込書受付票を電子入札システムにより発行するものとする。

（競争参加資格確認通知書について）

第14条 制限付一般競争入札又は地域公募型一般競争入札に係る競争参加資格確認

通知書は、電子入札システムを使用して入札参加者に送付するものとする。

(指名通知書について)

第15条 指名競争入札である電子入札対象案件の指名通知書は、当該案件が電子入札対象案件であることを明示した上で、電子入札システムを利用して指名業者に送付するものとする。

(工事費積算内訳書の作成及び提出について)

第16条 入札参加者が作成及び提出する工事費積算内訳書については、第12条第3項の規定を準用する。

(入札書の提出について)

第17条 入札参加者は、必要な事項を入力した入札書を電子入札システムを利用して契約担当課に提出するものとする。随意契約に係る見積書についても同様とする。

2 入札金額、電子くじ番号等必要な事項の入力がない場合又は工事費積算内訳書の提出が求められる案件で、工事費積算内訳書の添付がない入札若しくは工事費積算内訳書の積算金額を上回る価格での入札その他工事費積算内訳書に著しい不備がある入札は無効とする。

(入札辞退等について)

第18条 入札参加者は、入札書受付締切予定日時前で、入札書を提出するまでの間に限り電子入札システムを利用し、辞退届を提出して辞退することができる。

(入札書等の提出がない場合)

第19条 締切予定日時までに電子入札システムを利用して入札書等を提出しなかった入札参加者は、当該入札等を辞退したものとみなす。

(入札書提出後の取扱い)

第20条 入札参加者は、入札書提出後の入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。ただし、入札書を提出した後に、当該入札等に参加するために必要な条件を満たさなくなり、その他当該建設工事等に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場合は、当該入札等に参加する資格のない者がした入札として無効の扱いとする。この場合においては、当該入札書を提出した者は、開札予定日時までにその旨を契約担当課に届け出なければならない。

(書面参加における書類提出等について)

第21条 電子入札対象案件においては、書面による入札者が行うべき行為及びこれに対して契約担当課が行うべき行為は次に定めるものを除き、書面による入札の場

合と同様とする。

(1) 入札書は、入札書が在中している旨、提出者の商号又は名称、当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日を記載した封筒に封入して、郵送（契約担当課長が特に認めた場合に限る。）又は持参により契約担当課へ提出するものとする。随意契約による見積についても同様とする。

(2) 工事費積算内訳書は、工事費積算内訳書が在中している旨、提出者の商号又は名称、当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日を記載した封筒に封入して、郵送（契約担当課長が特に認めた場合に限る。）又は持参により契約担当課へ提出するものとする。

2 前項第1号の入札書の提出があったとき、契約担当課はこれを開封することなく施錠ができる場所に入れて、開札予定日時までにこれを厳重に保管しておかなければならない。

（書面による入札参加者の開札処理への立会い）

第22条 書面による入札参加者がある場合の電子入札対象案件の開札処理は、当該入札参加者の立会いのもと行うものとする。

（開札処理）

第23条 開札は、書面による入札参加者の入札書を開封して、その入札金額を電子入札システムに登録したうえで、電子参加者の入札書を電子入札システムを使い一括開札をするものとし、立会者の確認後又は第一順位の落札候補者の入札参加資格審査後、落札者を決定するものとする。

なお、当該入札等に参加する資格がない者の入札書は、これを開封せずに破棄するものとする。

（落札者の決定）

第24条 落札者を決定することができる場合、入札執行者は、落札を確認したうえで、執行担当署名を付加するものとする。

2 入札執行者が執行担当署名を付加した後、補助者は、落札決定通知書を電子入札システムを利用して入札参加者に送付するものとする。

3 事後審査方式の落札決定は、落札候補者の落札決定を保留し入札参加資格を審査した後、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者に電子入札システムを利用して通知を行うものとする。

（くじによる落札者等の決定）

第25条 落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2人以上ある場合には、電子くじにより落札者又は第一順位の落札候補者を決定するものとする。

2 くじ番号は、電子参加者については、入札書を提出した時点で、書面参加者については、その入札金額を電子入札システムに登録した時点で決めるものとし、その番号は、電子入札システムを利用して決定するものとする。

3 くじ引きを実施して落札者が決定した場合には、前条の規定による。

(開札の延期)

第26条 開札を延期する場合は、電子入札システムその他の適当な手段により入札書を提出している者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を開札延期通知書により通知するものとする。

(開札の中止)

第27条 開札を中止する場合は、電子入札システムその他の適当な手段により入札書を提出している者全員に開札の中止を通知するとともに、入札書を開封せずに電子入札システムに結果登録するものとする。

(再度の入札)

第28条 第1回目の入札の結果、落札者がいないときは、電子入札システムその他の適当な手段により、入札参加者全員に再度の入札を執行するものとして日時等必要な事項を通知するものとする。

(入札の打切り)

第29条 入札の執行回数は、原則2回までとし、第2回目の入札で落札者がいない場合は入札を打ち切るものとする。

2 前項の場合のほか、第1回目の入札において入札参加者が2人未満となった場合にも入札を打ち切るものとする。

3 入札執行者は、第30条の規定による不落随契の手続きに移行しない場合には、入札の打切りを確認したうえで執行担当署名を付加する。

4 入札執行者が執行担当署名を付加した後、補助者は、取止め通知書を入札参加者に送付するものとする。

(不落随契)

第30条 不落随契(再度の入札を実施し、落札者がいないことを理由とする随意契約)を締結するために見積り合わせを実施する場合には、見積通知書を見積を依頼する者に送付するものとする。

- 2 見積通知書は、連合その他不正行為によってされたと認められる入札を行った者及び最低制限価格を下回った者を除き、原則、再度の入札に参加したすべての方に対して電子入札システムを利用して送付するものとする。
- 3 見積書を送付した者には、見積書を送付した証拠として、見積書受信確認通知を保管させるものとする。
- 4 見積書受付締切日時を経過すると、見積を依頼した者に対して見積締切通知書を送付するものとする。
- 5 見積書受付締切日時を経過した後は、見積書の提出または送付を受け付けない。
- 6 見積合わせの手続きは入札における開札の手続きの準じて行うものとする。

(I Cカード不正使用等の取扱い)

第 3 1 条 電子入札に参加し、開札までに I Cカードの不正使用等が判明した場合は、当該案件への入札参加を認めないものとし、落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、工事の進捗状況等を考慮し契約を解除するか否かを判断するものとする。

(補則)

第 3 2 条 この基準に定めるもののほか、市が実施する電子入札及びこれに関する一連の手続きに関して必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付 則

この基準は、平成 1 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 2 5 年 2 月 1 9 日から施行する。

書面（紙入札）参加承認願

平成 年 月 日

三 田 市 長 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

下記案件について、下記理由により、電子入札に参加できませんので書面（紙入札）による参加を申請します。

記

1 案件名称

2 理由 【 】(①～④のなかから該当する理由を選択し、【 】に記入してください。また、④の場合は、詳細理由記入欄にその詳細理由を記入してください。)

- ① 指名競争入札において、電子入札システムへの利用者登録が未済でありながら指名を受け、ICカードを取得していないために、電子入札システムの利用者登録を直ちに行えない。
- ② 商号若しくは名称又は代表者の変更等により、ICカードに格納されている情報が事実を一致しなくなった。(ただし、それらの事情が生じた後、遅滞なくICカードの再取得の手続きを行っている場合に限りします。)
- ③ 使用に係る電子計算機に障害が生じた。
- ④ その他

詳細理由記入欄

上記について承認します。なお、貴社には従来の紙入札と同じく開札処理に参加していただく必要があります。代理人の方が参加される場合は委任状が必要となります。

平成 年 月 日

三田市長